

平成27年2月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成27年2月6日（金） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
荒 川 由美子	委員長職務代理者
齋 藤 道 子	委 員
三 浦 溥太郎	委 員
青 木 克 明	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	菱 沼 孝
教育総務部生涯学習課長	野 間 俊 行
教育総務部教職員課長	栗 原 裕
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	小田部 英 仁
学校教育部教育指導課長	丸 瀬 正
学校教育部支援教育課長	三 浦 昭 夫
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	市 川 敦 義

4 傍聴人 2名

## 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。
- 日程第1 議案第4号から日程第6 議案第9号は、今後、市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成27年1月24日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、1月24日(土)・25日(日)に行われた第15回全国中学生創造ものづくり教育フェアの「あなたのためのお弁当コンクール」部門で、長沢中学校の生徒の作品が、日本一になった報告です。大会に参加した本市中学生の全容については、後ほど担当の課長から報告がありますが、このお弁当部門の長沢中学校は、昨年続く2連覇でありまして、大変うれしいニュースであり、2月4日(水)に私から当該生徒と指導教員・校長にお祝いの言葉を述べさせていただきました。

次に、1月24日(土)に横須賀アリーナで開催された、児童の「大縄跳び大会」についてです。この大会は、市内で企業などを営んでいる若手のグループが、子どもたちに「一人では出来ないことも、仲間となら出来る。」とのメッセージを込めて、手作りで始めたもので、今回で第12回になります。教育委員会としても、その趣旨に賛同し後援をしております。1チーム20～25人の児童が、先生の回す縄を皆で息を揃えて飛び続け、その連続回数を競うもので、第1回大会では、11チーム・350人の参加で優勝の回数は25回だったそうです。12回目を迎えた、今年の大大会は49チーム約1,400人の参加がありました。予選・決勝を行い、優勝は昨年740回の新記録を樹立した野比東小のチームが連覇をいたしました。このチームは、予選で1,000回の大記録を樹立しました。記録を目指して飛び続ける児童の姿にも、また会場全体が一体となり拍手声援を送ることにも感動をした大会でありました。

次に、2月3日(火)には「学校教育賞」の表彰式を行いました。この賞は、本市の学校教育の発展振興を図るために、市立学校の教職員から提出された研究や提案の論文・報告書を審査し、優秀なものを学校現場に発信し活用しようとするもので、昭和24年度から設けているものです。本年度は、大楠小学校黒岩弘明校長から提出された「対話型鑑賞を通して豊かな心と造形力を育む～

横須賀美術館アートカードの作成と活用～」が実践・企画部門の最高賞である「教育振興賞」と決定いたしました。美術館を活用した新たな鑑賞授業の在り方について、具体的な実践が示され、さらには汎用性に優れており、各学校で有効活用することで、成果が上がることを期待できる内容でした。

最後は、2月4日（水）市役所正庁において開催した「学校保健大会」です。「心身の健康を主体的に保持増進できる児童生徒の育成を目指して」を主題とし、学校管理職、保健安全担当教諭、学校給食担当教諭、養護教諭、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師やP T A関係者など約200人が集まりました。第1部の式典では、学校保健特別功労者4名の方と、健康に関する実践調査研究作品優秀賞2点の表彰がされました。第2部は、本年度は講演会とし、東京医科大学准教授の駒田陽子先生による「子どもの眠りと豊かな発育～児童生徒の睡眠の現状／睡眠の重要性～」を演題としてご講演をいただきました。子どもたちが健全に発育していくために、確かな睡眠を確保することがいかに重要か、こころやからだ、知育の発達への影響、そして大人が子どものために出来ることなど、聴講した全員が改めて睡眠の重要性について認識する講演となっていました。

私からの報告は、以上でございます。

（質問なし）

- 日程第7 議案第10号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等中改正について』
- 日程第8 議案第11号『教育委員会会議規則中改正について』
- 日程第9 議案第12号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』
- 日程第10 議案第13号『教育長に委任する事務等に関する規則中改正について』
- 日程第11 議案第14号『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正について』

委員長 内容に関連があるため、一括して議題とすることを宣言

（総務課長説明）

議案第10号から第14号の規則等の改正についてご説明をいたします。なお、今回の規則等改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、改正しようとするものであ

りますので、はじめに法改正の概要についてご説明いたします。

お手元の議案説明資料『地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う横須賀市条例等の改正について』の1ページをご覧ください。

はじめに、「1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正の趣旨」からご説明いたします。今回の法改正の趣旨について国は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等を図るもので、教育委員会制度の抜本的な改革を行うものである、としています。

次に「2 主な改正点」ですが、4点記載いたしました。

(1)は、教育委員会委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置するものです。(2)は、教育長の権限が大きくなりますので、教育委員会のチェック機能の強化と会議の透明化を図るものです。(3)は、すべての地方公共団体に、教育政策について議論する場として、首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」が設置されます。(4)は、「総合教育会議」で協議した上で、教育に関する「大綱」を首長が策定します。以上の4点が主な改正点です。

次に、「3 教育長に関する法改正の主な内容」ですが、法改正後の新教育長に関して3点記載いたしました。(1)は、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなります。これにより委員長は廃止となります。(2)は、教育長の選任は、これまでの委員相互で選任し教育委員会が任命する形から、議会同意を経たうえで市長が直接任命する形に変更になります。教育長という職が議会の同意を必要とする職になるため、その身分が現在の一般職から特別職となります。(3)は、特別職である教育長に職務専念義務が設けられました。このため勤務時間等の規定が必要となります。(4)は、教育長の任期ですが、現行の教育長の任期は、委員としての任期である4年となっていますが、新教育長の任期は3年となります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。「4の改正対象の規則等」ですが、今回、記載の8つの規則等について改正を行うものです。各規則等の改正概要については、記載のとおりです。このあと、順次議案ごとに改正内容をご説明いたします。

次に「5 施行期日等」ですが、改正法の附則第2条で新教育長（新教育委員会制度）への移行に係る経過措置として、法の施行日（平成27年4月1日）に、現に在職する教育長は委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職すると規定されています。現在任命されている教育長の任期中は、現行制度が適用されることとなり、任期満了までは、旧委員長、旧教育長が存在することとなります。

従って、今回の条例及び規則等改正の施行日は、現教育長の教育委員会委員

の任期満了日（当該満了日前に教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日となります。

以上、法改正の概要についてご説明いたしました。

続きまして、議案として提出してあります規則等の改正案について順にご説明いたします。

はじめに、議案第10号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則等改正について』です。

議案第10号は、ただいまご説明申し上げました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって、委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されることに伴い、『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則』、『横須賀市教育委員会傍聴人規則』、『横須賀市教育委員会公告式規則』及び『横須賀市教育委員会公印規則』について、所要の条文整備を行うため、各規則を一括して改正しようとするものです。

改正の内容については、議案第10号の5ページ以降の改正議案の朱書きによりご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案第10号の5ページをご覧ください。

はじめに『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則』ですが、第3条について条文中の「委員長」を「教育長」に改めるものです。

次に6ページ、7ページをお開きください。『横須賀市教育委員会傍聴人規則』ですが、第3条から第9条にかけて条文中の「委員長」を「教育長」に改めるものです。

8ページをお開きください。次に『横須賀市教育委員会公告式規則』ですが、第1条及び第4条について、条文中の「委員長」を「教育長」に改めるものです。

9ページをご覧ください。次に『横須賀市教育委員会公印規則』ですが、委員長職の廃止に伴い、委員長印及び委員長職務代理者印を削除するものです。そして10ページ、11ページの別表中のこれらの公印についても削除しようとするものです。

次に、議案第11号『教育委員会会議規則中改正について』ご説明いたします。本改正は、委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されることに伴い、教育委員会会議における教育長の職務を改めるものです。

恐れ入りますが、議案第11号の3ページをご覧ください。議案の朱書きによりご説明させていただきます。

はじめに、「第2条」ですが、委員長職の廃止に伴い、教育委員会会議において、委員長の選挙を行う必要がなくなりますので、これを削除いたします。

次に、「第4条第2項」について、会議の招集に関しまして、「委員長」を

「教育長」と改めるとともに、法第14条第2項に規定するとき（委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求されたとき）に招集できるものと改めるものです。

第6条から5ページの第27条までの条文につきましては、委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されますので、「委員長」を「教育長」に改めるものです。

続きまして、議案第12号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』ご説明いたします。

これは、教育長の職務権限の代理について定めるため、改正しようとするものです。議案第12号3ページをご覧ください。議案の朱書きによりご説明させていただきます。

今回の法改正により、新「教育長」は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、委員の中から選任することとなりました。

また、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等について、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能となっております。

これに伴い、3ページに記載のとおり、「第5条」を、改正法第13条第2項（教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う）の規定により教育長が指名する委員がその職務を行う場合は、教育委員会の権限に属する全ての事務の執行を事務局職員に行わせるものと規定するものです。第2項においては、職務を代理する事務局の職員の順序を、教育総務部長、学校教育部長の順と定めるものです。

次に、議案第13号『教育長に委任する事務等に関する規則中改正について』ご説明いたします。

これは、教育長に委任された事務、または、臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を、教育長は教育委員会に報告しなければならないことが法に定められたため、本規則にも教育委員会会議への報告について定めるために改正しようとするものです。

議案第13号の3ページをご覧ください。議案の朱書きによりご説明させていただきます。「第2条」（委任の範囲）に、第2項として「教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、教育長が重要と認める事項については、適切な時期に教育委員会会議に報告するものとする。」と、追加いたします。

4ページをご覧ください。「第4条」（教育長の専決）についても、第2項に同様の条文を追加いたします。

次に、議案第14号『教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正について』ご説明いたします。

これは、議案第10号と同様に、委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されることに伴い、所要の条文整備を行うため、改正しようとするものです。

議案第14号の3ページをご覧ください。こちらの改正議案の朱書きでご説明いたします。

委員長職の廃止に伴い、「第3条」中「教育委員会委員長または」を削除するものです。

また、「第4条」第3号「教育委員会又は教育委員会委員長の決裁を受けるもの」を削除するものです。

最後に各規則等の施行日ですが、先に説明いたしましたとおり、経過措置として、現に在職する教育長は委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職すると規定されていますので、改正法の施行の際現に存在する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日からの施行としております。

以上で、議案第10号から議案第14号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（齋藤委員）

議案の第13号についてなんですけれども、その第2条の新しく追加する2項というところで、教育長は前項の規定により委任された事務のうち、教育長が重要と認める事項について適切な時期に教育委員会会議に報告するものとするところですが、この文言ですと新しい教育委員会制度に移行した後にこの条文がそのままであるとすると、重要と認めるかどうか、この時期に報告しようというのを全て教育長が一人で決めてしまって、そういう意味では、ちょっと言葉が適切でないかもしれませんが、教育長のかなり恣意的に運用されるのではないかという危惧がありまして、同様なことが同じ条文の第4条の2項も同じようなことなのですが、この点についてはいかがでしょうか。

（総務課長）

この第2項の追加でございますが、現在も委任された事務につきましては、全てというわけではありませんけれども、重要な事項については、この教育委員会に報告事項として報告をさせていただいています。今回、この条文を追加いたしましたのは、改正法の25条第3項の中に、「教育長は教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない」と報告の義務が設けられたということがありまして、本市におきましても規則の中にこういった文言を入れさせていただきました。

現状も法には当たりませんが、委任された事務について報告しておりますので、そういった意味で、今回こういった条文を検討する中でどういった表現がいいのか、さまざま検討してまいりました。ただ、委任された事務というのは非常に多岐にわたっておりますので、それを列挙するというのは非常に困難であったということ、あるいは他の自治体等も参考にさせていただき、また、法規の担当とも相談させていた中で、具体的に書くのはちょっと難しいといったことで、このような重要と認める事項についてというような表現で記載させていただいたところでございますが、思いとしては、現行と同様に、ぜひ必要な事項については報告させていただきたい、と考えているところでございます。

(齋藤委員)

今お答えをいただいて、大体どういう趣旨でこの文言をお作りになったのかというのは承ったのですが、やはり現在の我々ここにいるメンバーですとそういう一種の同意が成り立っていたとして、法律といいますか、こういう条文になってしまいますと、その条文だけが一人歩きするという可能性もなくはないので、やはり何かもう少し私は、制限を加えたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(総務課長)

確かにおっしゃるとおり具体的な記載がございません。教育長が重要と認める事項といった書きぶりですので、そういったご心配もあるかなど。ただ、なかなか、繰り返しになってしまいますが、ここで規則に落とし込むのは非常に難しいといったところがありますので、内部的な下のレベルの要綱になるのか規程になるのかわかりませんが、そういったものは今後、検討させていただくことはできるのかなと思っています。

(森武委員長)

今の総務課長の答弁ですけれども、例えばこれも教育委員会規則ですので、これより下のものでも決めるとなる場合は、どういうものが考えられるのでしょうか。

(総務課長)

規程や要綱などが考えられますが、それはどのレベルであるかというのはお諮りし、ご相談させていただいた上で定めるということは考えております。

(森武委員長)

わかりました。規程ないし要綱というお話ですけれども、こちらのほうを決めるときには実際にそれを決める権限を持っておられる方とか決め方というのはどのようになっているのでしょうか。

(総務課長)

規程ですと、教育委員会にお諮りして議案となると思います。

(三浦委員)

第4条ですけれども、法令改正や廃止などにより急いでやらなければいけないから、教育長が専決するのだと思います。そういうものは報告していただいたほうがいいと思うのですけれども、4条は全て報告していただくというように変えることはできないのでしょうか。

(総務課長)

専決につきましては、もともと教育委員会に権限があるところについて、事務の一部を教育長に行わせるといった考え方ですけれども、この第1項については判断の余地がないと考えます。しかし当然、規則等の改正になりますので、これは報告する事項だというふうに考えています。重要かどうかという判断が特に必要ないかなと思いますので、それについては当然、報告すべきかなと思っています。

(荒川委員)

先ほど来のところの第2章の大きな2のところと、それから4ページのこの2のところの「教育長が重要と認める」というようなところにつきまして、まだ実施までに期間があるということで、ちょっと相談いただけるといような認識でよろしいのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

(教育総務部長)

今、各委員からご意見をいただいたところなのですけれども、もともと今回の法改正は教育長の権限が非常に強くなるということで、そこに対して教育委員会がそのチェック機能を十分果たすようにということでこの条項が加わったということもありますので、今回この議案で出しました重要と認められる事項についてということで、少し曖昧になってしまいました。ここについてはその箇所から今説明したようにその要綱なり規程なりで規定するということでは検討していきたいと思います。今回はこの文言でご承認いただいて、規程、要綱のときに、また、規程であれば教育委員会にということになると思いますので、

こういったところはオープンにするということを決めるような話だと思えます。

(森武委員長)

ただいま、教育総務部長からの話で、重要だと認めるところについては規程または要綱ということで今後決め方を検討するという話がありましたけれども、この第4条のほうは、第1項目(1)は法律改正に伴う機械的な変更ということですが、(2)、(3)についてはどういう状況で決められているのか、まずご説明いただけますでしょうか。

(総務課長)

(2)については、事務局と主に教育職員の任免、市の職員の通常の人事異動、それと分限については休職に限るということで、病気休職が主かなというふうに思うんですけれども、ある意味通常の事務の中のサイクルということでの作業、それと(3)についても県費負担教職員の任免及び分限その他の進退ということ、懲戒等については除かれておりますので、これも通常の人事異動等の中の一環ということ、これについては権限はもちろん教育委員会にありますけれども、こちらについては、こういった事務の一部を教育長に専決させるということで整理しているというふうに考えています。

(森武委員長)

ただいま総務課長からご説明がありましたけれども、通常のルーティン的な職務だという話ですが、それであれば、例えば第2条のところの通常であれば委任できるはずだと思うのですが、そこをせずにこちらは専決になっているというのは、何か事情があるのでしょうか。

(総務課長)

教育長に委任する事務等に関する規則の中ですと、事務局の職員、または学校その他の教育機関の職員のうち給与条例を適用できる職員の任免、分限、懲戒に関することについては委任できないという規則上のものがありますので、もともとは教育委員会の権限、委任できない範囲の中の事務です。もともと教育委員会に権限があるものですので、委任でなくて専決ができるという整理をしていると理解しています。

(森武委員長)

今の総務課長のお話は半分は理解できるのですが、例えば第2条で除い

であるものということは、我々が規則で決めているわけですから、そこを逆に除かなければ委任できるということになるのだと思いますが、もっと上位のルールに基づいて委任できないというのがあったと思うのですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

(総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている教育委員会の職務権限の中に、職員の任免その他人事に関することというものがございます。そして、同法の委任させることができないという規定中にも、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関職員の任命その他の人事に関することについては、委任できないことになっています。大もとはこちらからと考えています。

(森武委員長)

今ご答弁いただいたように基本的に横須賀市のこの規則は、法で委任できるものに関しては教育長に既に委任してあって、法で委任できないもののさらに一部、今この4条のところにあるところに関しては、法で委任できないので規則でも当然委任できませんので、専決という形で教育委員会の名前で実際には教育長にやっていたところだと思うのです。そうしますと、戻りますと4条の(2)番、(3)番というのは、定期異動とかというのは、ある意味、年中行事というか、ルーティン的な仕事であるのだけでも、教育委員会の事務としては法でもこれは委任してはいけないというふうに書いているということで、ある意味、当然重要な事務ということになってくると思うんですね。そうすると、この1から3というのは、全て重要なことになってくるというように私は考えるのですけれども、全て重要なものに対して、さらにその中に重要だと認める事項についてという附則をつけるのが適切かという4条のほうなのですけれども、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

(総務課長)

確かにおっしゃるとおり、もともと教育委員会の権限に属する事務ですので、そういった意味では重要と考えていますが、今回特に重要と認めるという記載の中には、今、文面等の中でも、単なる病気休業ではなくて、もっと違う事由できちんと報告するような場面が出た場合には、この中でそれを見とって報告をすべきではないかというふうな形で考えておりました。

(森武委員長)

なるほど。今のお話で大体話はわかってきたのですけれども、その2条のほ

うに関しては今回新たに改正される法律で規定されて、なかなか委任されている事務が膨大だということで、我々としてはもう少し具体的に書いてほしいのですけれども、なかなか書くことはできないということは理解できるのですけれども、逆に4条のほうで専決している事務というのは、それをまた制限しないと膨大なものなのか、あるいはそれほどでもないものなのかというところはいかがなのでしょう。

(総務課長)

それぞれ事務量としては、人事異動も通常、年に1回でありますので、膨大な事務というふうには考えていません。

(森武委員長)

そういたしますと、2条と4条の第2項を少し分けて考えて、2条のほうは今後規程とか要綱を考えていただくと。4条のほうに関しては、全て報告していただくということで、特にそれによって支障があるわけでもないのだなという気がいたしますし、あと、その一件一件全て細かいものを報告しろというより、例えばこういう内容について何件報告しましたというのを含めて教育委員会の報告だと思いますので、ここの事務のうち教育長が重要と認める事項についてというところを外すという形でなか修正をいただくという可能性はないのでしょうか。

(総務課長)

もともと教育委員会に権限がある仕事ですので、専決の事項については、一件一件というのは難しいところもあるので、ある程度まとめてご報告することは可能かと思えます。

(森武委員長)

わかりました。

ただいま2条の2項と4条の2項について、方針が示されましたけれども、それに対してご質問とかご意見ございませんでしょうか。

(齋藤委員)

2条の2項のほうはやはり重要と認める事項というのを先ほどおっしゃった、もう一つ下の規程あるいは要綱でぜひ決めていただきたいと私は思います。それから、4条の2項のほうは今ご答弁があったように、教育長が重要と認める事項についてはというところを消して、そうすると当然その前後の文章が少し

変わると思いますが、とにかくこの重要と認める事項についてという、そのところを外すという形にぜひ直していただきたいと思います。

(三浦委員)

この文面で、事務のうちで教育長が重要と認めるまでを省くとそのまま上のおりみたいなんですけど、前項の規定により専決した事項については適切な時期に教育委員会会議に報告するものとするとしていただければ。

(森武委員長)

ただ今、4条の2項については修正の方でお話が出ていますけど、最終的に決をとらないといけませんので、4条の修正内容について事務局のほうからご提案いただけますでしょうか。

(総務課長)

ただいま、三浦委員からご指摘いただきましたけれども、第4条第2号につきましては、「教育長は前項の規定により専決した事項については、適切な時期に教育委員会会議に報告するものとする。」という形で整理ができると思います。

(森武委員長)

わかりました。そうしますと、ただいま事務局より提案されております規則中改正議案第13号の第4条2項について追加する内容につきまして一部修正があり、教育長は前項の規定により専決した事項については適切な時期に教育委員会会議に報告するものとするということで、もともとありました、事務のうち、教育長が重要と認めるという文言を削除するというご提案でよろしいでしょうか。

本改正で第2条の2項を追加するに当たっては、この重要と認めた事項というのが少し曖昧であるという意見が出ました。ただ、現状ではこれを明文化するのは難しいということで、この規則が実際に適用される前、なるべく早い時期にそれより下の規程または要綱等に基づいてもう少し制限する形で決めていただくという意見がありますので、その意見について何か事務局のほうから何かございますでしょうか。

(総務課長)

今、ご指摘いただきました重要と認める事項の内容につきましては、検討させていただきます、また教育委員の皆さんにお示しさせていただきたいと思います。

討論なく、採決の結果、議案第10号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

討論なく、採決の結果、議案第11号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

討論なく、採決の結果、議案第12号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

討論なく、採決の結果、議案第13号は修正された内容のとおり「総員挙手」をもって、可決・確定する。

討論なく、採決の結果、議案第14号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第12 議案第15号『横須賀市立学校県費負担教職員服務規程中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第15号「横須賀市立学校県費負担教職員服務規程中改正について」ご説明いたします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が施行されたことに伴い、神奈川県教育委員会における県立学校職員服務規程（平成12年神奈川県教育委員会教育長訓令第8号）等の一部が改正されました。それに伴い、横須賀市立学校県費負担教職員服務規程の一部を改正するものです。

改正の趣旨は、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職に係る規程及び職務専念義務の免除に係る規定が設けられ、新たに消防団員との兼職承認の手続きの規定及び様式を制定する必要があるため、所要の改正を行うものです。

恐れ入りますが、議案書の1ページと2ページをご覧ください。改正いたしますのは、「横須賀市立学校県費負担教職員服務規程」第7条及び伴って追加される「第6号様式の2」です。

議案書の5ページをご覧ください。改正の「朱書き」になります。朱書きに沿って説明いたします。「横須賀市立学校県費負担教職員服務規程」の（兼職等の承認）第7条に「2項消防団の兼職について」を加えるものです。

施行日は平成27年4月1日とします。

以上で、説明を終えさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

（森武委員長）

県費負担教職員の服務規程の改正ということですが、教育委員会には同じく市費の負担の教職員や市の一般職員もいますが、その他の職員に関しては同様の消防団についての規定はされる予定なのでしょうか。

（教職員課長）

市全体の改正については、すでに6月に行われています。

（森武委員長）

5ページの朱書きのところなのですが、第2項追加されるということで、第7条1項と似た表現になっているのですが、『関係書類を添えて、校長を経て教育長に提出しなければならない。』と追加されているのですが、第7条では、似たような文言になっていまして、『関係書類を添えて、所属長を経て提出しなければならない。』とあるのですが、所属長と校長が使い分けられているのは何か意味があるのでしょうか。

（教職員課長）

基本的には所属長は学校長になりますので、特に使い分けしていません。不整合です。

（森武委員長）

所属長＝校長なので、どちらでも支障はないということで、よろしいのでしょうか。

（教職員課長）

特に支障はないのですが、不整合ですので、『所属長を経て提出しなければならない。』に訂正していただければと思います。

（森武委員長）

『校長を経て』を『所属長を経て』に修正するということがよろしいでしょうか。

(教職員課長)

そのようにしていただければと思います。

採決の結果、議案第15号は修正された内容のとおり「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第13 議案第16号『指定重要文化財の指定について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

平成26年度の新指定重要文化財についてご説明します。

恐れ入りますが、議案書の3頁をご覧ください。平成27年1月28日に開催した文化財専門審議会において、委員長 上杉孝良から教育長あてに、新たに指定すべき重要文化財1件について答申がありました。

重要文化財として指定する文化財は、有形文化財の、梵鐘1口です。所在地は、公郷町5丁目6番。所有者は、宗教法人妙真寺、代表役員 石渡一俊です。

この梵鐘は、妙真寺境内にあり、高さ114.6cm、口径75.9cmを測ります。宝永元年(1704年)の銘があり、昨年度指定した西来寺の梵鐘に次いで市内で2番目に古いものです。作者は、西来寺梵鐘と同じ江戸深川の鋳物師、大田近江大掾藤原正次で、その2代目にあたります。

なお、この梵鐘は、鐘楼に吊るされたものではなく、境内に置かれています。そのため、見学に制限はありませんが、保存管理については、今後、所有者と協議してまいります。

また、前回、ご報告させていただきました諮問案件の民俗文化財の横須賀の職人道具の一式につきましては、詳細調査を要することなどから、指定を見送ることといたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項の聴取を宣言

報告事項（１）『横須賀総合高校とキニックハイスクールとの短期交換留学の試行について』

（教育政策担当課長）

横須賀総合高校とキニックハイスクールとの短期交換留学の試行について報告します。

資料をご覧ください。横須賀総合高等学校と米海軍横須賀基地にあるキニックハイスクールの両校生徒の異文化理解と語学力の向上、日米の友好親善を図り、国際社会で活躍できる人材を育てることなどを目的として、短期交換留学を行うこととなりました。それぞれの学校では、案内役の生徒（バディ）とともに終日行動し、通常の授業を受け、生徒同士の交流を深めることとなります。総合高校の特色として打ち出されている「国際教育の充実」の１つの取組になると考えています。

以上で報告を終わります。

（齋藤委員）

総合高校からこのキニックハイスクールへという、そちらの日程では3月19日から第1回目が始まるのですが、もうこれは総合高校のほうでは、これに行きたい生徒さんの募集はしているのでしょうか。もししていただければ、その状況を教えていただきたいのですが。

（教育政策担当課長）

現在、募集をしているところで、その結果等についてはまだ報告は受けておりません。

（森武委員長）

総合高校からキニックハイスクールへということで日程が3月19日から4月2日と5月4日から5月6日ということで、全14日間ということになっているのですけれども、この期間が分かれている理由というのは、何かあるのでしょうか。

（教育政策担当課長）

この間、3月19日から4月2日が学校のいわゆる科目の授業がない日。それから、5月4日から6日はゴールデンウィークということで、その間、学校の

通常授業に影響のない期間に施行しようということで今回決めました。

(森武委員長)

わかりました。ただいまのご説明とおりがなと思っていたのですけれども、そこで1点確認なのですけれども、この目的のところ、あるいは説明のところ、一番最初のところ、それぞれの学校では案内役の生徒とともに終日行動し、通常の授業を受け、生徒同士の交流を深めますというふうに書かれているのですけれども、通常の授業を受けるということは、ある程度期間が連続していないと内容については少し飛んでしまうと思うのですけれども、そのあたり、今回、施行ということで、横須賀総合高校のカリキュラムに影響がないようにということで休みの時期を選ばれたという状況は重々理解しているのですけれども、2回に分かれてしまうということが何か問題にならないかということは、何か検討されなかったのでしょうか。

(教育政策担当課長)

今、委員のご質問の点については総合高校から参考に聞いておりますのは、その案内役の学生バディの学年の授業を受けるということと、授業時間としては総合高校の生徒はあちらへ行きまして、午前2時間、午後2時間の合計4時間というように聞いております。

(森武委員長)

そうしますと、総合高校としては通常授業のない時間に行くということですので、特に総合高校の単位認定とか、あるいは通常のカリキュラムに影響はないということですから、ある意味、行った方というのはプラスアルファの授業を受けられるということで、本来、少し期間がずれてしまうと内容が飛んでしまったりということはあるのでしょうか、それよりも14日間、ある程度の期間行けたほうが良いということで、こういう期間に設定されているという理解でよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

おっしゃるとおりです。

(森武委員長)

わかりました。ありがとうございます。

(齋藤委員)

総合高校からキニックへのところの受講資格の②で英検 3 級以上、あるいは TOE I C が 350 から 400 点程度とあるのですが、この試みは大変よくて、成果を出していただきたいので、そのためにも例えば総合高校として英検とか TOE I C とかそういうものを生徒さんたちにできるだけ受けるようなとか、そういう後押しみたいなことというのは、学校としてはやっているのでしょうか、あるいはやる予定があるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

総合高校改革の答申等にもありますように、国際教育の充実という取り組みの中で、高校のほうでは TOE I C、TOE F L 等について積極的に受けるよう指導をしていくと聞いております。

(齋藤委員)

よくわかりました。ただ、受けるためには、ただ受ける受けるではなくて、やはりそれなりのしっかりしたふだんの英語の授業とか、そういうことでもやはり英語の基礎力をつけるような、当然そういったカリキュラムとか、そういう面でも多分やっていただけるんだろうなと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

(教育政策担当課長)

英語科の教員が中心となって、今回の件も検討されているはずですし、それから今後このような国際交流の充実ということで、学校内部でも独自にいろいろ検討していただいているところでございます。またそれは追って、高校改革の観点からご報告させていただきたいと思っております。

(荒川委員)

目的の 2 のところに、引率教諭の交流などにより、両校の英語、日本語指導教諭の指導力の向上と書かれています。それから、他教科、部活動などにおける交流も促進するというようなことも書かれていますのですが、今の段階でどういったことが予定されているのかわかりましたら教えていただけないでしょうか。

(教育政策担当課長)

今のご質問の中の具体的な中身という部分については、申しわけございません、まだ伺っておりません。先ほど申しましたように、案内役の学生の学年の授業を受けるということですので、この時期、予定されている時期に行ったバ

ディの案内役の授業そのままということですので、その中に例えば部活ですとか英語以外の他教科のものもあればという形にはなっております。

(荒川委員)

教員同士の交流というところで特にとりいう部分はまだ見えてきてはいないということですね。

(教育政策担当課長)

はい、具体的などころについては、見えてきておりません。

(荒川委員)

交流の中からまた出てくることはあるということですね。

(教育政策担当課長)

はい。

(荒川委員)

わかりました。

(教育政策担当課長)

今回の結果を見ながら、継続を発展させたいと考えておりますので、その辺のところはまた学校同士でいろいろ検証、発展させていかれるというように聞いております。

(森武委員長)

ミスプリントか何かだと思っておりますけれども、この受講資格なので、(2)の受講資格の②で英検3級以上はいいと思います。一方、TOEIC 350から400点程度と書いてあるのですが、これは多分350から400点以上は欲しいということで、そこに以上をつけないと、低い人はもちろんだめなのですが、英語力があり過ぎる人はだめですよというふうなこれだと見えてしまうので、そこはそういう理解でよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

国際交流課から提供いただいた資料でございますので、申し訳ありませんが、確認していません。

(森武委員長)

恐らく、ある程度英語力が高い人はだめということはないと思うので、何かの間違いだと思うので、その旨、先方にもお伝えいただければと思います。お願いいたします。

## 報告事項（２）『教育相談窓口の新設について』

(支援教育課長)

それでは、「教育相談窓口の新設について」ご報告、ご説明させていただきます。現在、いわゆる教育相談につきましても、こども育成部に一本化されております。青少年相談という形で一本化されておるんですが、そのうちの小・中学校に就学されている年齢のお子さんの学校生活にかかわる相談につきましても、教育委員会内に窓口を設けて心理の専門家と指導主事による教育相談を始めさせていただきたいと考えております。

1番の目的でございますが、まずは一人一人の子どもの悩みや困り感に直接支援ができるような相談を目指したいというふうに考えております。また、いじめあるいはさまざまな子どもにかかわる大きな課題がございますので、相談後の子どもの支援、そのこととともに学校への支援や連携、あるいは場合によっては学校への直接の指導も含めて迅速な対応が必要となってまいりますので、この教育相談の果たす意味は大きいと考えております。

また、並びまして横須賀市いじめ等の対策に関する条例、あるいは1年さかのぼりまして、いじめ防止対策推進法が平成25年にできておりますが、こういったものの中にも教育委員会の相談体制の整備、あるいは充実がうたわれております。こういったことを目的に行ってまいりたいというふうに考えております。

2番の事業の内容と概要でございますが、まず心理の専門家として臨床心理士の資格を持つ者、この者を心理の専門家として位置づけ、それとともに指導主事をあわせて対応をしてまいりたいと思います。職員でございますが、指導主事が1名、教育相談員として今申し上げた心理職、臨床心理士が3名、そして学習相談員として非常勤職員を1名、この者がスタッフとなります。そして、窓口は現在の支援教育課でございます。また、具体的な相談場所につきましては、現在こども育成部が使っております、はぐくみかんの5階の専用の相談室をこども育成部と分けて持つ形をとりまして、そこで相談をしてまいりたいと思います。具体的な相談内容につきましては、お書きしてあるとおりでございまして、不登校や対人関係、いじめ、あるいは集団に適応できない等の悩み、こういった悩みについて相談を受けてまいりたいと思います。

来所相談が中心になりますが、電話やメールによる相談を受け付けてまいりたいと思います。

(2) 番の電話相談、子どもの悩み相談ホットラインでございますが、これは2年前から支援教育課で実施しているものでございますが、これもあわせて教育相談という形で実施をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

(荒川委員)

内容としましては、保護者の方にとっても、また学校との連携というところも書かれておりますが、学校としてもいい取り組みなのかなと思っているのですが、ただ、この年齢に関して、小・中学校に就学しているという義務教育の中に限られてしまっているというところで、就学前の幼稚園とか保育園からの集団に適応できないとか、保護者の方も含めた人間関係など、それらが起因して小学校生活にも影響するといことがあると思います。ですから、その部分で、それを無制限に前倒しすることはできないと思いますが、例えば就学1年前ぐらいからでも相談に乗っていただけるようであれば、保護者の方が就学前に抱えている不安なども相談して、それがうまく学校につながられるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

(支援教育課長)

今、委員がおっしゃられたとおりでございますが、例えばこの時期でございますと、幼稚園の年長に在籍しておりますが、既にあと2カ月で就学するわけでございますので、その部分につきましては、書き方としては就学している年齢というふうに書かせていただきましたが、現在の青少年相談からの引き継ぎ、あるいは療育相談センターとの引き継ぎも含めて、年齢ですばっと切るわけではなく、そのあたりについては柔軟性を持たせて対応してまいりたいと考えています。

(齋藤委員)

大変いい試みで、今、荒川委員からのご質問のとおり、やはり、かなり相談年齢も幅を持たせていただくということで大変それはありがたいのですが、1点お尋ねしたいのは、この1番の新しくできる教育相談窓口はどのような形での広報をお考えなのか、これをこういうものができますよというのを広く周知して利用していただくためには、広報の仕方がかなり重要かと思うのですが、どのようにおやりになるのでしょうか。

(支援教育課長)

まず、4月の新学期に向けて全児童・生徒に1枚ずつ教育相談の窓口を開きますという形のパンフレットをお配りいたします。また、関係機関につきましても、教育相談の内容についてスタートするというのもお知らせしますし、その他、市の広報等を通じまして幅広く対応できるような形でご案内をしてみたいと考えております。

(森武委員長)

すばらしい試みと思うのですが、1点お伺いしたいのは、現在、こども育成部でやられている青少年相談というのは、概要についてはどのような内容になっているのでしょうか。

(支援教育課長)

青少年相談は学齢にかかわることなく、また、学校の内容だけではなくて、例えば学校生活は全く問題ないけれども家で暴力が激しいとか、あるいは摂食障害がある、そういったことを含めて今は幅広く対応していただいておりますが、やはりその中で教育相談の充実ということで、この区分けをしながらしたということなんです。

(森武委員長)

なるほど、わかりました。そうしますと、青少年相談の中で学校生活にかかわると、まさに目的に書かれたところを今回、教育委員会のほうで充実させるということだと思っておりますけれども、先ほど周知徹底のところでもありましたように、何かリーフレットとか配ったりするときに、教育委員会は今度こちらをやったので、こちらだけを周知するという形ではなくて、この青少年相談と今回開かれる相談、あるいは以前からやられている子どもの悩み相談とか全て網羅した形で、どこが所管しているからとか、どこがやっているからということにかかわらず、相談される方の目線に立ったような形で何か連携した広報としていただければいいかと思うのですが、そのあたり計画されているのでしょうか。

(支援教育課長)

今おっしゃられたとおりでございます、やはり相談をする側の視点に立ちますと所管の課がということは余り関係ございません。両方の課がこれからも幅広く連携をしていかなければいけないことですので、今いただいた視点をもとに、ご案内の方法につきましても幅広く考えてまいりたいと思っております。

おります。

(森武委員長)

わかりました。今の答弁で安心したのですが、新しい窓口をつくるときに、その所管のほうに分かれたりすると、得てしてどこまでがこちらの領域でどこからは違うほうですよという形になって、それが悪い方向に働きますと何か押しつけ合うみたいな形になるので、むしろ押しつけ合うより、逆に両方がお互いの領域を相互にカバーし合うという形で連携していただければと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

報告事項(3)『中学校スクールランチ充実の取り組み(第3回試行)の結果について～(仮称)横須賀給食弁当実施事業～』

(学校保健課長)

それでは、報告事項の(3)「中学校スクールランチ充実の取り組み(第3回試行)の結果について、(仮称)横須賀給食弁当実施事業」のご報告をさせていただきます。

まず、「1 試行概要」の「(1)の期間」から「(5)の対象校」までは、資料に記載のとおりです。

次に、「2 結果」についてですが、日ごとの注文数、注文率、献立は資料のとおりです。14日間平均の注文率は、7.6%でした。前回の試行での注文率が7.9%でしたので、前回とほぼ同様の注文率となりました。

14日間の合計で516食の注文となり、公費負担額は、これに1食あたり60円ですので、合計で30,960円となりました。この公費負担額は、当初予算に計上していなかったため、学校保健関係指導費の委託料で見込まれる執行残から流用しました。

最後に、現在、生徒・保護者・教職員を対象にアンケートを行っています。そのアンケートの結果や事業者ヒアリングの結果も含め、試行結果を検証し、改めてご報告いたします。

以上で、「中学校スクールランチ充実の取り組み(第3回試行)の結果について、(仮称)横須賀給食弁当実施事業」の報告を終わります。

(齋藤委員)

私も28日に試食をさせていただきました。ご飯も暖かいしおいしかったのですが、この注文率を見ますと日によってかなりばらつきがあるのは当然といえば当然だと思いますが、29日、30日がかなり高率で、特に30日が14.8%とかな

り高いのですが、これは何か日にち的な理由なのか、あるいは献立の問題なのか、この辺はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

(学校保健課長)

まだそのところ、アンケートの結果も含めてということで、最終的な分析はできていないのですけれども、前々回、第1回目の試行のときに献立で、この29日の献立の中にあります、揚げじゃがいものそばろ煮というところが非常に突出した注文率があったケースでございました。今回は、その日もそれなりに数値があったのですが、今委員のご質問にありました日にち的な要因なのか、それとも単に献立上の問題なのかという部分については、日程的に何か影響があったということはございませんので、献立上の要因なのではないかと現時点では推測をしております。

(森武委員長)

注文率の話が今出たので、そのところで表の下のところに米印の1と2ということで、これは恐らく注文率にかかわりますよということで特記事項を書かれていると思うのですが、例えば16日であれば、3年生が1学年全部いないということで、そうすると母数が多分3分の2になっているはずだと思うのですが、この注文率というのは、確認ですけど、全校生徒で単純に割っている、生徒数488で全日程を割っているということでよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

そのとおりでございます。

(森武委員長)

そうしますと例えば16日に関しては5.1%とその週で一番低く見えていますけれども、実は、これは多分1年生と3年生が同じ数だとすると恐らく1.5倍ぐらいになるはずなんで、7.5%か7.6%ということでほかの日と変わらないとか、もし注文率を少しこのアンケート等から分析されるのであれば、そのあたりというのはやはり少し考慮しておかないと何か違った結果を導いてしまう可能性があるんで、そのあたり、今回は報告は構いませんので、今後分析されるときには、せっかくこういう特記事項まで把握されているんで、反映した形でしていただければと思いますので、お願いいたします。

(学校保健課長)

今の委員長からいただいたご意見を参考に検証のほうはしていきたいと思っ

ております。

#### 報告事項（４）『全国中学校体育大会の結果について』

（スポーツ課長）

全国中学校体育大会の出場選手の結果報告をさせていただきます。

1月22日から25日にかけて、全国中学校アイスホッケー大会が行われ、本市からは、市立常葉中学校3年の椎名 拳志（しいな けんじ）選手が、神奈川県選抜チームの一員として、3年連続となる全国出場を果たしました。試合は、1回戦で、準優勝した苫小牧合同Dチームと対戦し、0対1で惜しくも敗れました。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

（質問なし）

#### 報告事項（５）『企画展示「なつかしの道具展」について』

（博物館運営課長）

それでは、博物館の企画・展示についてご説明いたします。横須賀市自然・人文博物館では、企画・展示といたしまして、「なつかしの道具展」を開催いたします。会期は3月14日から6月7日まで、休館日を除いた開館日数は74日間です。展示内容は主に昭和年代に家庭で使われていた生活道具で、主な展示資料といたしましては、真空管ラジオや初期の電気炊飯器などの家電製品、ダイヤル式の電話機や高額品だったころの電卓、足踏みミシンや火鉢などの生活道具などです。また、展示会場の特別展示室に、ちゃぶ台を囲んで一家団らんのときを過ごした、なつかしの茶の間を再現いたします。なお、会期中の3月22日には真空管ラジオやレコードプレーヤーの実演を含め、当館の学芸員が展示・解説をいたします。

以上で、博物館の企画・展示に関する報告を終わります。

（荒川委員）

私も懐かしく思うようなものばかりが載っていて、見てみたいと思ったのですが、博物館でこれらを所蔵しているものなのですか。

（博物館運営課長）

民俗資料というジャンルとして生活道具などを集めておりますが、よく博物館といいますと、もう少し前の時代の江戸時代ですとか明治時代のものを収蔵する。例えば行灯ですとか、明治のころの履き物で草履とか、そういうものかと思いつくかと思うんです。あとは、着るミノですね。ただ、時代もどんどん変遷していきますので、そうすると昭和といたしましても、既に昭和生まれの方が80代という時代ですので、それだけ過去のものになっています。そういうものを収集していくのも博物館の使命の一つでありますので、そういう形でやっております。

ですから、今回出させていただく予定のものは全て当館に収蔵しているものでございます。

(森武委員長)

ただいまのお話につながるのですが、例えば現代で今使っているものというものが、例えば30年、50年たってくるとこういう形で展示されるようになってくるということだと思えるのですが、そのあたり、ただ、使っているときに収集するのはなかなか判断が難しいし場所もとるとということで、いろいろ難しいところはあると思うのですが、どういう基準とか、あるいは何か工夫をされながら収集されているというところあれば教えていただきたいのですが。

(博物館運営課長)

1つ生活の変遷をやはり展示したり紹介するというのも博物館の役割ですので、常に収集していく、どんなものでも収集していくのがよろしいかと思うのですが、それではやはり収蔵室もいっぱいになってしまいますので、多くの方が使われたものというのをある程度基準にはいたしますが、やはりそこで特に古い年代のものでそれが今手に入るかということもございまして、また買い求めて、購入してという収集がなかなか難しいものですから、市民の方からご寄贈いただくとか、そういう形の収集が多くなっています。ですから、バランスは決していい状態ではありませんが、ただ、新しいものとして、今回の展示の中でも、例えば市役所で使ったものかどうかわかりませんが、和文タイプライター、ワープロなども既に過去のものになっておりますので、そういうものも収蔵しておりますので、そういうものを見ていただくというのもあわせてさせていただきます。

(森武委員長)

わかりました。今、非常に今興味深いお話をいただいて、私も専門が電気関

係なもので、外国なんかへ行くと博物館によく行くのですけれども、例えば、電話機も昔の線をつないでいた時代の電話機から現代のスマートフォンに当たるところまでという、例えば電話機一つとっても、それだけで展示スペースがいっぱいいるぐらいの展示内容になっている博物館なんかを見て、それは歴史を感じられていいということですね。

ただ、横須賀の博物館の場合は幅が広いんで、1つのものに限って全てをとるわけにはいかないとは思いますが、そのあたり収集をされるということで引き続きやっていたらと思うのと、あと、最近市民からのご寄贈という話でしたけども、例えばこういうもの集めたいなというときに、ないとかいうときに、何か博物館のほうから例えばインターネットなのか広報なのかを通して、こういうものを捜してしますので、ご寄付いただける方はみたいな、そういう寄附を募るみたいなのをすると、家で眠っていたものを快くご寄贈いただけたらと思うのかなと思うので、そのあたり何か工夫をされたらどうかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

(博物館運営課長)

今回、この展示を3カ月間やるという機会がありますので、そういう展示を見ていただいたことをきっかけにご寄贈の話というのは、他のケースでもございますので、そういうことが出てくるかなと思います。それから、その後、学芸員のほうでここが足りないとかというものがございましたら、そういうものをどういう部分が足りないものかというのを整理しまして、そういう募集なども考えていきたいと思っています。

## 報告事項(6) 『博物館在り方検討について』

(博物館運営課長)

それでは、博物館の在り方検討についてご説明いたします。資料をご覧ください。

1の検討の背景でございますけれども、博物館は昨年開館60周年を迎えました。横須賀市の自然と歴史に関する資料や画像などの大量の電子情報が当館には蓄積されておりますが、その資源を有効に活用し、市民に親しまれる博物館となっているかという観点で見たとき、学校教育の一環で訪れる小学生の利用、夏休み期間における親子の利用、また、地域の自然や歴史に興味を持つ少数の市民の利用については定着が見られるところでございますが、当館の存在を知らないという市民がいる現状もございます。そのような現状の中、市議会を初

め多くの方から博物館の運営についてのご意見をいただいております。そこで、改めて博物館の在り方について検討するため、2に記載してございます検討体制として、事業運営内容について検討することといたしました。そして、そこで検討された内容を随時教育委員会議に報告し、ご意見をいただき、博物館の運営の指針にしていきたいと考えております。

3に記載してございます今後の進め方でございますが、来年度当初に庁内組織を設置いたします。そして、まず、以前設置された博物館運営改革プロジェクトチーム、11月にこちらでご報告させていただいたかと思いますが、そこで検討した内容の博物館事業への反映状況を検証し、今後の事業運営の方法を検討してまいります。この検討内容につきましては、随時教育委員会議に報告いたします。そして、平成29年度前半に、平成30年度から4カ年にわたる教育振興基本計画、第3期実施計画における事業運営方針を決定していただきたいと考えております。

以上で博物館の在り方検討についてのご報告を終わります。

(森武委員長)

博物館の在り方については、この進め方でやっていただければと思うのですが、既に(3)に書いていただいておりますけども、庁内組織での検討結果を随時教育委員会会議により協議ということで、少し大きな節目のものは教育委員会の会議のほうに報告していただいて、この場で議論するというのも大事だと思いますし、もう少し細かいところであれば、教育委員の懇談会でも構わないと思います。随時、情報をいただいて進めていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

(博物館運営課長)

そのようにさせていただきます。

報告事項(7)『横須賀美術館企画展「海老原喜之助展」の開催について』

(美術館運営課長)

それでは、明日、2月7日(土)から始まります企画展「生誕110年 海老原喜之助展」の開催について、報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項7」をご覧ください。

「1 展覧会名」から「4 観覧料」までは、記載のとおりです。

「5 概要」ですが、1904年、鹿児島市に生まれた海老原喜之助は、19歳で

単身渡仏し、「エビハラ・ブルー」と賞賛された雪景色シリーズなどを描き、エコール・ド・パリの次を担う一人と期待されました。1933年に帰国した海老原は、名作《曲馬》で洋画界に衝撃を与え、詩情あふれる洗練された作品を相次いで発表し、とくに若い画家たちの熱烈な支持を受けました。1960年代に入り、神奈川県逗子市、さらにはフランスへと挑戦の場を移しました。しかし、惜しくも1970年、パリで66歳の生涯を閉じます。画家の生誕110年を記念した回顧展である本展では、油彩画の代表作約80点のほか、版画や陶彫、陶器の絵付、近年発見された膨大なデッサンも紹介します。

「6 関連事業」としまして、記載の講演会やワークショップ、学芸員によるギャラリートークを行います。詳しくは、チラシ裏面の関連イベントをご覧ください。

また、展覧会の話題作りのための企画として、今回、コーディネート特典とすることをいたします。

「エビハラ・ブルー」にちなみ、青を使ったコーディネートで来館された方に、展覧会オリジナル・グッズをプレゼントするというものです。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項（8）『東京湾要塞跡史跡整備プロジェクトチームの設置について』

(生涯学習課長)

東京湾要塞跡史跡整備プロジェクトチームの設置について、ご報告いたします。

1の設置目的ですが、国の史跡指定を受ける東京湾要塞跡の公開活用について、次の3点の検討をすることとしています。

一つ目は、二つの砲台跡の史跡整備事業に関する本市の基本方針、二つ目は、千代ヶ崎砲台跡の本格的な史跡整備までの暫定的な活用方針、三つ目は、その他、公開活用上の諸課題です。

2の「構成員」としては、記載の9名の役職指定の課長級をチームメンバーといたします。また、その他に、港湾・市道・地域・学校教育の各担当や、県の史跡担当など必要に応じて構成員以外の出席も予定いたします。

3の「プロジェクトチームの検討スケジュール」は、資料記載のとおりです。なお、検討結果については、平成28年度に設置を予定しています外部有識者を

含めた史跡整備委員会に諮り、本格的な史跡整備に結び付けていきたいと考えています。

以上で、報告を終わります。

(森武委員長)

プロジェクトチームを設立するという構成員は2に書かれているのですが、ここのプロジェクトチームの司会というか、事務担当するというか、あるいはチーム長をされるのかわかりませんが、そういうメインというか主になって動かれる課というのはこの中のどこになるのでしょうか。

(生涯学習課長)

東京湾要塞の史跡を管理する予定になっています教育委員会生涯学習課がリーダーになって庁内組織をまとめていきます。

(森武委員長)

わかりました。そうしますと、生涯学習課のほうで管理しないといけないので、政策推進部とか文化の振興ということで市民あるいは市民以外の方にも公開する上での意見を聞きながらということで、このプロジェクトチームを設置されるという認識でよろしいわけでしょうか。

(生涯学習課長)

そのとおりでございます。

報告事項(9) 『第15回全国中学生ものづくり教育フェア 結果について』

(教育指導課長)

『第15回全国中学生ものづくり教育フェア 結果について』報告いたします。先ほど教育長からも報告がありましたように、お弁当コンクールにおきましては、長沢中学校のチームこいわしが2連覇し、前年からすると3年連続で全国大会出場となりました。

1月24日・25日に女子栄養大学駒込キャンパス等を中心に行われました大会においては、6部門あります中で、資料にありますように、4部門において横須賀市の中学生が活躍いたしました。

お弁当コンクールにおいては、全国から書類選考を経て選ばれました20チームの参加の中で、神奈川県からは長沢中学校・長井中学校の2校が出場できま

した。惜しくも長井中学校については選外となりましたが、健闘いたしました。

また、創造アイデアロボットコンクールにおきましては、12月7日に行われました関東大会を勝ち抜いた長井中学校、長井チャレンジ号が出場し、全国から24チーム集まった中で、予選リーグを2位で突破し、決勝では惜しくも1回戦で敗れましたが、ルール上の様々な問題もあったと聞いていますので、技術的には大変高いものでした。

パソコン入力コンクールについては、1名決勝まで進みましたが、浦賀中学校黒田さんが惜しくも13位という結果でしたが、健闘したと思っています。

生徒作品は、それぞれ授業内、授業外の作品を展示させていただきました。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

日程第1から日程第6は、市長が議会に提案する案件であるため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

## 6 閉会及び散会の時刻

平成27年2月6日(金) 午後0時43分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋